

「国税に関する申告・納付等の期限」についてのお知らせ

この度の平成28年熊本地震により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

熊本県のうち一部市町村（熊本市、御船町、益城町、西原村及び南阿蘇村）を除いた地域の納税者の方の、平成28年4月14日から平成28年11月29日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、

平成28年11月30日（水） となります。

なお、熊本市、御船町、益城町、西原村及び南阿蘇村の納税者の方の、平成28年4月14日から平成28年12月15日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、

平成28年12月16日（金） となります。

平成27年分の確定申告書を提出した方で、振替納税をご利用の方の振替納付日は、申告所得税（延納分）及び復興特別所得税が平成28年11月30日（水）（一部市町村は、平成28年12月16日（金））、消費税及び地方消費税が平成29年1月16日（月）となります。

また、平成28年分の予定納税（第一期分・第二期分）の振替納付日は、平成28年11月30日（水）（一部市町村は、平成28年12月16日（金））となります。その他の振替納付日については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

○ 上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

上記期限までに、平成28年熊本地震による災害等により申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

また、申告は可能であっても、平成28年熊本地震による災害等により、財産に相当な損失を受けた方や、資金不足となり、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、最長で3年間、納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にご相談いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。